

準・規格等を定めようとする場合には、農業資材審議会の意見を聴くこととされている。農林水産大臣は、農業資材審議会における、飼料及び飼料添加物の効果、安全性等についての検討結果を踏まえ、4品目の飼料添加物の追加指定を行うとともに、公衆衛生上の見地から2品目の飼料添加物の指定を取り消した。(8年度末現在147品目指定)

飼料の有害物質の指導基準については、8年度末現在33種類を設定している。

また、同法に基づき特定添加物(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った(8年度検定636件合格)。

(2) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による検定は16県及び4指定検定機関において、配合飼料403銘柄、二種混合飼料1銘柄、フィッシュソリュブル吸着飼料5銘柄及び魚粉16銘柄に関して実施された。

(3) 飼料及び飼料添加物の検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、国及び都道府県の飼料検査機関が飼料及び飼料添加物の検査を実施した。

8年度における検査状況は、表15のとおりである。

表15 8年度飼料等検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	579	1,083	1,662
現地指導件数	193	78	271
収 去 件 数	1,984	2,282	4,266
飼 料	1,722	2,282	4,004
飼料添加物	262	—	262
収去品の試験結果			
正 常 件 数	1,939	2,251	4,190
飼 料	1,679	2,251	3,930
飼料添加物	260	—	260
違 反 件 数	45	31	76
飼 料	43	31	74
飼料添加物	2	—	2

(4) 組換え体利用飼料の安全性の確保

遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価については、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」(平成8年4月19日付け農林水産事務次官依命通達)を制定し、これに基づき、組換え体利用飼料の開発業者等から平成8年度に申請のあった除草剤耐性大豆等8品種(大豆1品種、とうもろこし4品種、なたね3品種)について、農業資材審議会の答申を経て、農林水産大臣が当該指針に適合していることの確認(安全性確認)を行った。

第 8 節 家畜衛生対策

1 家 畜 防 疫

(1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に基づき、家畜の伝染性疾病的発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した結果、8年における家畜の伝染性疾病的発生は、一部の疾病で限局的発生を見たものの、全般的には比較的平静に推移した。

結核病は、6県で8戸8頭の発生が確認されたが、発生は引き続き低いレベルにとどまっている。ブルセラ病についても平成7年に1戸1頭の発生があったものの、平成8年には発生はなかった。

ヨーネ病は16道県で136戸298頭の発生となっており、近年、発生頭数は漸増傾向にある。このうち、乳用牛が13道県173頭、肉用牛は6道県125頭となっている。

豚丹毒は、34都道府県で1,131戸、1,872頭の発生が確認され前年度より発生頭数は減少しているものの、発生戸数はやや増加している。

届出伝染病の発生についても、一部の疾病を除き総じて平静に推移した。このうち豚のオーエスキー病については、8県で11戸181頭の発生が確認された。

8年度には、家畜の伝染性疾病的発生予防及び家畜伝染病のまん延防止に要した家畜伝染病予防費として9億2,094万円を支出した。

(2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家による家畜疾病的発生予防等を効果的に推進することを目的に(社)家畜畜産物衛生指導協会が実施している自衛防疫強化対策事業において、予防接種事業として、豚コレラ1,399万頭、ニューカッスル病1億1,807万羽、鶏伝染性気管支炎9,500万羽(ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合を含む)、牛流行性感冒14万頭、牛伝染性鼻気管炎80万頭及びアカバネ病27万頭の予防注射を実施した。

このほか異常乳の発生予防事業を実施するとともに動物用医薬品の適正使用について農家を指導した。

また、オーエスキー病の清浄化を図るため、61年度から行っているオーエスキー病清浄化対策事業を継続して実施した。

今年度から、豚コレラの撲滅を図るため、豚コレラ撲滅体制確立対策事業を実施している。

表16 8年家畜伝染病発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
流行性感冒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
炭 疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気 腫 疽	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
結 核 病	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0	1	1	8
ヨーネ病(牛)	40	30	19	15	9	19	15	24	22	37	44	24	298
(めん羊)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アナプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚水泡病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 丹 毒	151	154	176	192	200	136	108	125	133	126	213	158	1,872
ニューカッスル病(羽)	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
ひ な 白 痢 (羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐 蛆 病 (群)	0	0	97	17	20	7	42	59	121	34	76	1	474

2 輸 出 入 検 疫

平成8年における動物及び畜産物の輸出入検疫状況を表17に示した。輸出入検疫の概況は以下のとおりである。

牛、豚、馬等の主要家畜の輸入頭数については、肥育用素馬が減少したが、乳用種畜等が増加したため大幅に増加し、対前年比131%であった。初生ひなは対前年比110%、犬は117%とそれぞれ増加した。

主要動物の輸出頭数は減少し対前年比70%であった。犬はほぼ横ばいで対前年比100%であった。

畜産物の輸入数量は、骨類、肉類、臓器類が増加し、その他は減少または横ばいで、全体の対前年比は103%であった。

畜産物の輸出数量は全体で対前年比102%であった。

3 獣 医 事

(1) 獣医療体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年5月)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

(2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。平成8年度においては、

表17 平成8年の輸出入検疫数量

(単位=動物:頭羽, 畜産物:t)

	輸 出	輸 入
牛	27	15,546
豚	52	1,245
その他偶蹄類	2	135
馬	47	2,753
兎	37	15,068
初 生 ひ な	24,380	1,642,000
犬	2,440	20,757
指 定 外 動 物	133,806	645,425
骨 類	167	195,379
肉 類	8,107	2,229,588
臓 器 類	854	72,409
卵 類	126	19,515
皮 類	61,197	144,017
毛 類	563	27,142
ミ ー ル 類	12	219,372
指 定 外 畜 産 物	7,160	16,851

1 大学及び5 指定施設において、18名の臨床研修が行われた。

(3) 第48回獣医師国家試験

第48回獣医師国家試験は、9年3月4日及び5日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,231名中1,053名(85.5%)が合格し、獣医師免許資格を得た。

(4) 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により獣医事審議会が設置されており、本審議会の試験部会及び免許部会が開催され、①第48回獣医師国家試験の実施、②獣医師国家試験出題基準の見直し、③獣医師法第8条に基づく免許の取消し、等について審議が行われた。

4 家畜保健衛生所

8年度末における家畜保健衛生所数は全国198か所で、職員数は獣医師職員2,171名、事務系・その他職員379名となっている。

(1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜保健衛生所の機能の充実を図るため、家畜衛生施設整備事業により、次の施設・機器の整備を実施した。

ア 無煙無臭焼却施設

家畜保健衛生所では家畜の病理解剖等病性鑑定に伴う動物性廃棄物の完全殺菌焼却処理の必要性があるが、従来の焼却炉では悪臭防止法規制物質やばいじんの発生防止の措置を講ずることは困難となっている。環境保全を指導する立場にある公共機関として環境の浄化に努めるため、無煙無臭の焼却施設を4県4か所の家畜保健衛生所に設置した。

イ 病性鑑定材料保管施設

畜産経営の大規模化・集約化等飼養形態の変化により、慢性疾病の発生が増加するなど、病性鑑定材料が増加する中で、疾病の的確な診断が必要とされることから、病性鑑定材料保管施設を2県2か所の病性鑑定施設を有する家畜保健衛生所に設置した。

ウ 家畜保健衛生普及施設

飼養衛生管理の改善向上による損耗防止及び生産性向上、安全な畜産物の確保等に対処するためには畜産農家、技術者に対して飼養衛生管理、動物用医薬品の適正使用等の家畜保健衛生知識を普及させることが必要である。このため、家畜保健衛生所に講習会等を開催するための家畜保健衛生普及施設を1県1か所の家畜保健衛生所に設置した。

エ 検査能率向上施設

家畜保健衛生所は、40年代に再編整備されて以来、その機能の充実が図られてきたが、最近における家畜の頭羽数の増加、経営形態の大型化、集団化等に伴う家畜飼養形態の変化による家畜疾病の発生の複雑・多様化等により、検査業務量が増加し、また、業務の範囲が拡大していることから、各種検査能率の向上を図るための酵素抗体測定装置等機器を32都道府県56か所の家畜保健衛生所に整備した。

オ 疫学診断機能向上施設

畜産経営の大規模化、集約化等飼養形態の変化の中で目立ってきているウイルス、細菌の関与する慢性疾病の防あつには、病原ウイルス、細菌等の血清型の差異を迅速かつ的確に把握することが必要である。

このため、疾病の血清型を迅速かつ簡易に診断する

ための疫学診断機器及び当該診断に必須な動物接種機器等を12県12か所の家畜保健衛生所に整備した。

カ 早期迅速診断体制整備

病原性大腸菌O-157に係る食中毒に対応する検査診断機関として家畜保健衛生所に対する要請が一段と高まり、その検査依頼が増加する傾向にあり、現在の病性鑑定機器では大量の件数を短時間にかつ迅速に処理できる体制にないのが実情であることから、病原性大腸菌O-157の早期・迅速な検査・診断体制を12県20か所の家畜保健衛生所に整備した。

(2) 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより各地域の畜産の発展に資するため、家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

この事業のうち、家畜衛生技術指導事業については、前年度に引き続き、8年度は、①地域の畜産農家、畜産技術者等が参集して地域における総合的な家畜衛生対策の推進を協議する「家畜衛生対策推進会議」、②モニター農家、民間獣医師を通じて家畜衛生情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報を収集するとともに、それら情報を地域にフィードバックする「情報収集広報」、③家畜衛生思想の普及、各種慢性疾病等の予防による家畜の損耗防止を図る「巡回指導」、④獣医師による診断等のサービスが充分に受けられない地域を対象に、重点的な家畜衛生思想の普及及び家畜衛生技術の浸透を図る「無獣医地域パトロール」、⑤乳肉複合経営農家における飼養衛生管理改善のための検査・指導を行う「乳肉複合経営衛生対策」、⑥流通段階における動物用医薬品の品質確保を図る「動物用医薬品品質確保対策」、⑦診療獣医師による効果的な保健衛生指導を実施できる体制を確立するための検討会の開催及びモデル獣医師による診療効率化のための保健衛生指導を実施する「産業動物診療効率化対策」、また、畜産物生産衛生管理対策事業については、①HACCP(危害分析重要管理点)方式に基づいた生産衛生管理基準の導入に当たって必要な情報の収集、検討及び普及・啓発を行う「畜産物生産衛生指導体制整備」、②養豚農場に新しい衛生管理技術システムを導入・指導し、その評価を行う「養豚新衛生管理技術システム確立」、家畜異常産防除対策においては、牛及び豚について、異常産の発生実態調査及び原因究明を実施し、また、鶏卵の衛生的な生産体制の確立のため、モニタリング衛生検

査、衛生対策の指導・実施を行う「鶏卵衛生モニタリング体制整備」、さらに沖縄県、八重山地域を中心にピロプラズマ病を媒介するオウシマダニの牧野での清浄化の維持を図る「沖縄牧野ダニ清浄維持対策」を各々実施した。

(3) 第37回全国家畜保健衛生業績発表会

第37回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月25日、26日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、畜産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

5 動物薬事

(1) 薬事法制度の概況

医薬品技術の進歩に伴い、薬理作用の強い医薬品等が増加しており、これに伴う副作用被害を防止するため、医薬品の開発から市販後に至る総合的な医薬品の安全性確保対策を充実させるとともに、緊急に使用されることが必要な医薬品を迅速に供給するため、承認前の特例許可の制度が設けられ、前者は平成9年4月から、後者は平成8年6月から施行された。

承認前の特例許可については、平成9年3月の台湾における口蹄疫の発生を受け、「輸入の承認前に輸入販売業等の許可を与えることができる動物用医薬品等を定める政令」が平成9年5月1日付けで公布・施行された。また、承認審査等の適正を確保するため、「動物用医薬品の治験の実施の基準に関する省令」等が定められた。

(2) 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び

承認状況（平成8年1月1日から12月31日）

ア 薬事法第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品8件、医薬部外品3件及び医療用具12件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品13件、医薬部外品0件及び医療用具15件であった。

イ 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品84品目、医薬部外品22品目及び医療用具10品目であり、また、輸入については医薬品36品目、医薬部外品4品目及び医療用具10品目であった。

(3) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）の想定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の面から現在の学問水準に合わせて見直す再評価制度を実施して

いる。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題が問われる成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成8年度に見直しの対象となる98成分について、平成8年7月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(4) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、食品衛生法に基づく動物用医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行った。同省令の一部を改正する省令は、8年7月1日（平成8年農林水産省令第30号）、8年12月11日（平成8年農林水産省令第66号）付けで公布された。

(5) 国家検定等の検査

・国家検定

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成8年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数794件）

合格	786件
不合格	6件
取り下げ	2件

・収去検査

薬事法第69条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成8年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数
一 般 薬	101件	5件
抗生物質製剤	31件	0件
生物学的製剤	12件	0件
（対外診断薬）		

・依頼検査

動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成8年度に動物医薬品検査所が実施した検査

ア 動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数	437件
不合格件数	1件

イ 動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基

づく依頼検査

受付件数 37件

不合格件数 0件

(6) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。8年度は11月7日に開催し、薬事法及び関係政省令の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

(7) 規制緩和の実施状況

動物用医薬品等は畜産経営における重要な生産資材であり、その価格低減の推進等を図る観点から、「規制緩和推進計画」に基づき、製造（輸入）承認手続きの簡素化、製造（輸入）及び品質確保の合理化、輸入の容易化等24項目が盛り込まれ、外国試験資料の受入れについて審議会で審議中の2項目を除く22項目について規制緩和処置を講じた。平成9年3月には再改定によりさらに26項目が新たに追加された。

6 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の普及を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。8年度は家畜衛生試験場の本・支場、中央畜産研修施設、千葉県農業共済連で12回開催され、延べ293名が受講した。このうち都道府県職員281名、その他農林水産省職員12名となっている。各講習会の種類、回数及び受講人数は表18のとおりである。

表18 8年度家畜衛生講習会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他	
基 本 講 習 会	1	51	2	53
総 合 講 習 会	1	58	3	61
特 殊 講 習 会	9	172	7	179
鶏 疾 病	1	21	1	22
豚 疾 病	2	47	3	50
牛 疾 病	1	32	3	35
繁 殖 障 害	1	21	0	21
病 性 鑑 定	4	28	0	28
経 済 疫 学	1	23	0	23
計	12	281	12	293

7 広 報 関 係

家畜衛生に関する広報活動の一環として、家畜衛生

週報を発行し、内外の家畜衛生事業に関する情報を全国の家畜衛生機関に迅速に提供して的確な家畜衛生行政の推進に努めるとともに、家畜衛生統計及び家畜伝染病発生月報を印刷配布した。

8 国 際 関 係

(1) 国 際 会 議

第64回国際獣疫事務局(OIE)総会が、平成8年5月にパリの本部で開催され、衛生課長、家畜衛生試験場海外病研究部長及び家畜衛生試験場病理診断研究室長が出席した。

APEC/ATC会合のために5月にオーストラリアへ、WTO/SPS委員会出席のために3月、5月及び10月にスイスへ、OIE主催の伝染性海綿状脳症に関する専門家会合のために10月にフランスへ、第10回残留動物用医薬品規格部会出席のために10月にコスタリカへ、第3回東南アジアの口蹄疫に関するOIE委員会出席のため平成9年2月にフィリピンへ、VICHにおける環境毒性/環境への影響評価に関する作業部会出席のため平成9年3月アメリカへ、それぞれ衛生課、動物医薬検査所及び動物検疫所から担当官が出席した。

平成8年4月、OIE本部において日本、EU及び米国の規制当局及び動物用医薬品業界の代表者を主メンバーとして、動物用医薬品の承認資料の作成基準のハーモナイゼーションのための第1回運営会議が開かれ、品質、安全性、GCP、駆虫剤の有効性、環境毒性の5項目について作業が進められることとなった。品質については、日本が座長となり3月に東京で国際会議が開かれた。

(2) 国 際 事 務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動・畜産物の輸出入に当たり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

(3) そ の 他

我が国に輸出される中国産牛の出国立会及び家畜衛生事情調査のため8年11月に中国へ、非清浄国の加熱処理施設巡回調査及び家畜衛生事情調査のため8年10月に中国へ、1月にブラジル及びアルゼンチンへ、2月にタイ、香港及びフィリピンへ、清浄国の食肉処理施設の調査のため8年7月にフィンランド及びスウェーデン、9月にノルウェー、デンマーク、ドイツ及びベルギーへ、家畜衛生事情調査のため6月にオーストラリア、10月にカナダ、11月にウルグアイへ、非加熱ハム製造施設及び加熱処理施設調査のため8年4月、7

月、11月及び9年1月にイタリアへ、口蹄疫予防液製造・検定の立会のため9年2月にオランダへ、それぞれ専門家を派遣した。

第9節 畜産新技術普及対策等

1 畜産技術普及事業

(1) 受精卵移植普及定着化事業

ア 牛受精卵型

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、熟練技術者養成のための研修及び巡回指導等を行うとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を34府県で実施した。

イ 豚受精卵型

優良な種雌豚の効率の利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験の実施、受胎成績の調査等を全国6県の畜産試験場で実施した。

(2) 高度畜産新技術実用化促進事業

我が国の畜産経営基盤強化に画期的な役割を果たすことが期待される、核移植技術をさらに効率化するために必要な胚性幹細胞(ES細胞)の安定生産技術確立するための細胞培養技術等ES細胞利用関連技術に関する総合的な技術開発を実施した。

ア 技術開発推進

基礎研究の開発に対する国、試験研究機関等による助言、指導及び関連技術に関する現地調査を実施した。

イ 技術開発

技術開発能力の高い民間企業、団体等を構成員とする家畜受精卵移植技術研究組合を結成し、核移植技術の一層の高度化に必要なES細胞の樹立を可能とする培養技術の開発及びこれに必要な機器、試験用家畜等の整備を実施した。

(3) 受精卵移植活用促進事業

受精卵移植技術の普及・定着の促進のため、良質な受精卵の安定供給を行う次の事業を実施した。

ア 受精卵活用体制整備型

(ア) ステーション

受精卵の供給に必要な供卵牛群の整備を行うとともに、体内受精卵の採取・供給又は体外受精卵生産に係る実用化技術開発のために必要な施設及び機械器具の設置を10県で行った。

(イ) フィールド

農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取し、供給

するために必要な施設及び機械器具の設置を行い、農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取・供給するとともに、受胎率の向上のための技術指導を7県で行った。

イ 受精卵活用育種モデル型

肉用牛の新しい育種手法をモデル的に実施するために必要な施設の整備、受精卵移植を利用したきょうだい検定及び間接検定に関する調査及び調査成績の集計・分析を7県で実施した。

(4) 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵の雌雄産み分け技術及びクローン家畜生産技術について、各都道府県の畜産試験場等を中心に必要な施設の整備、技術者の養成を行うとともに、雌雄産み分け技術及びクローン家畜の生産をモデル的に実施し、技術利用の促進を図る。

ア 家畜雌雄産み分け技術利用促進施設整備事業

受精卵を活用した雌雄産み分け及びクローン家畜生産技術に必要な施設(クリーンルーム等)、機器(PCR装置、細胞融合装置等)の整備を2県で行った。

イ 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、モデル農家における実証展示等を27県で行った。

(5) DNA育種基盤整備事業

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、併せて、疾病記録、血統記録等の明らかな家畜のDNA(血液等)の確保・分析を進め、DNA育種の基盤を整備する。

ア 抗病性育種基盤情報整備事業

(ア) 都道府県レベル

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係の分析並びに、DNAを確保し、疾病との関連性の分析を14道県で実施した。

(イ) 全国レベル

(ア)で収集・整理された情報を収集し、全国レベルで疾病記録・血統記録の相関関係を分析し、都道府県にフィードバックする。

イ 検定家畜等のDNA確保・分析事業

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、併せてこれまでに判明しているDNA型について経済形質との

表19 中央競馬開催状況

年次	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券 売得金額	国庫納付金		
					第 1	第 2	特 別
年	回	日	千人	百万円	百万円	百万円	百万円
4	36	288	12,821	3,613,879	361,388	92,709	—
5	36	288	13,404	3,745,417	374,542	89,661	—
6	36	288	13,193	3,806,592	380,659	82,872	—
7	36	288	13,741	3,766,602	376,660	64,838	—
8	36	288	13,796	3,986,228	398,623	76,340	—

表20 地方競馬開催状況

年次	開 催 競馬場数	主催者数	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券	
						売上金額	収益金額
年			回	日	千人	百万円	百万円
4	29	25	416	2,438	13,915	888,180	24,213
5	28	25	417	2,432	13,405	805,964	14,169
6	29	25	412	2,386	12,554	732,028	7,927
7	28	25	427	2,483	12,280	714,128	6,610
8	27	25	421	2,435	12,284	694,925	4,761

関連性の分析を14道県で実施した。

2 中央競馬及び地方競馬

8年度における我が国の競馬は、中央競馬及び地方競馬が35(うち併用1)競馬場において合計457回2,723日開催され、入場人員2,608万人、売得金は4兆6,811億円となった。

(1) 中 央 競 馬

8年度(1～12月)の中央競馬は、福島競馬場スタンド改築工事により、福島開催を休止したため、開催場を他の競馬場へ振替え、札幌、函館、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の9競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は3兆9,862億円、入場人員は1,380万人となり、前年比では売得金で5.8%、入場人員で1.0%増加した。

場外発売は、北海道4か所(札幌、釧路、静内、室蘭)、関東12か所(銀座、後樂園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、横浜、銀座通り、石和、立川、田無)、関西9か所(梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、高松、八幡)の計25か所の場外売場のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売上額の88.4%に相当する3兆5,306億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する3,986億円を第1国庫納付金として納付するとともに、8年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する763億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければなら

ないが、9年3月1日現在では、馬主2,763名(うち法人355)、調教師227名、騎手186名、登録馬6,423頭となっており、またきゅう務員等2,717名となっている。

(2) 地 方 競 馬

8年度(4～3月)の地方競馬は、全国の27競馬場において25の主催者(道県4、指定7市、一部事務組合14)が開催し、開催回数421回(うち特別競馬分として30回、長野オリンピック冬季競技大会支援競馬として2回、兵庫県南部地震災害復旧競馬として3回を含む)、開催日数2,435日、入場人員1,228万人、売得金額6,949億円となり、前年比では入場人員は前年同、売得金は2.7%減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比28.0%減の48億円となり、道県及び指定市町村の一般会計等に繰り入れられ、学校施設、一般土木、

表21 地方競馬収益金(一般会計等繰入金)の用途

繰 入 金		(単位:百万円)
(内訳)		4,761
学 校 施 設		884
一 般 土 木		1,381
公 営 住 宅		3
農 林 水 産 振 興		322
公 共 施 設		132
都 市 計 画 等		49
警 察 ・ 消 防		14
災 害 復 旧		9
社 会 福 祉		317
医 療 普 及		157
ス ポ ー ツ 振 興		62
そ の 他		1,431

農林水産振興，社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主，調教師，調教師補佐，騎手及び競走馬は，地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが，9年3月31日現在では，馬主7,793名，調教師899名，調教師補佐46名，騎手645名，

登録馬27,691頭となっており，また，9年4月1日現在の認定きゅう務員は4,981名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の8年度実績は，件数695件，金額は約48億円となっている。

